

30修理第1366号

## 動物用医療機器修理業許可証

氏名又は  
名 称

株式会社ジェイ・シー・ティ

事業所の  
所 在 地

広島県広島市安佐南区祇園一丁目28番7号

事業所の  
名 称

株式会社ジェイ・シー・ティ

修理区分

動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の  
有効期間

平成30年11月15日から  
平成35年11月14日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

平成30年11月15日

農林水産大臣

吉川 貴盛

